

国有林野における林地保全に配慮した取組について

九州森林管理局

昨年6月に新たな森林・林業基本計画が閣議決定されたことにより、気候変動による豪雨等の増加に伴い山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえ、林地保全に配慮した取組を実施しております。

九州局においても8月1日以降の入札公告分から下記のとおり取組を行いますので、各署の公告若しくは入札公告を熟覧の上、入札への参加をお願いいたします。

1. 立木販売

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ特約事項を付して契約の締結（署・買受者）
- (2) 契約後に事業計画書・チェックリストの提出（買受者）
- (3) 特約事項を遵守した搬出作業の実施（買受者）
- (4) 搬出作業中及び跡地検査時に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施（買受者）

2. 製品生産事業（活用型・誘導伐等）

- (1) 林地保全に配慮した内容を盛り込んだ特記仕様書を付して契約の締結（書・請負者）
- (2) 森林作業道作設指針に適合した事業計画書の提出（請負者）
- (3) 特記仕様書等を遵守した事業の実施（請負者）
- (4) 事業実行中及び完了検査時に林地保全上問題があると認められた場合は必要な処置を実施（請負者）